

令和6年度第1回岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会議事録

令和6年6月19日（水）14:00～

岐阜合同庁舎4階B会議室

平野賃金室長	<p>定刻となりました。本日は御多忙のところ、令和6年度第1回岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全委員が御出席されております。</p> <p>また、本会は公開審議としており、3名の方が傍聴されています。</p> <p>議事に入る前に審議会委員の退任並びに新たな委員の就任について御報告いたします。</p> <p>資料No.1（1ページ）「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）」をご覧ください。</p> <p>労働者側委員につきましては、3月31日付けで杉田委員が退任され、4月1日付けで和泉委員が就任されました。</p> <p>また、使用者側委員につきましては、3月31日付けで野原委員が退任され、5月1日付けで大脇委員が就任されましたことを御報告いたします。</p> <p>なお、運営小委員会委員につきましては、昨年度からの変更はありません。</p> <p>本日年度初めの委員会となりますので、資料No.2（3ページ）「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」及び資料No.3（5ページ）「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」を配布しておりますので、それぞれ御確認ください。</p> <p>それでは、ここからの議事進行を宮坂委員長にお願いいたします。</p>
宮坂委員長	<p>皆さんこんにちは、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>これより、令和6年度第1回岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会を開催します。</p>

	<p>最初に議題 1 「岐阜地方最低賃金審議会運営規程等について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>資料No. 4（7 ページ）が「岐阜地方最低賃金審議会運営規程」、資料No. 5（9 ページ）が「令和 6 年度の審議方針」となります。</p> <p>運営規程については、昨年 5 月 15 日の本審において、令和 6 年度の審議方針については、先の 3 月 21 日の本審において、それぞれ決定していただいております。</p>
宮坂委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>本日は年度初めてとなりますので、それぞれ御確認いただくということよろしいでしょうか。</p>
各委員	（発言なし。）
宮坂委員長	<p>それでは次に議題 2 「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程等について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>それでは説明いたします。資料No. 6（11 ページ）が「岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）」、資料No. 7（13 ページ）が「特定最低賃金専門部会運営規程（案）」となります。</p> <p>いずれも昨年度と同様の内容となっております。</p>
宮坂委員長	<p>ただ今御説明のありました各専門部会の運営規程（案）につきまして、何か御意見はありますでしょうか。</p> <p>労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
宮坂委員長	使用者側委員いかがでしょうか。

澤村委員	異議ございません。
宮坂委員長	<p>御意見がないようですので、これらの運営規程を案として、それぞれの専門部会で決定していただくことといたします。</p> <p>続きまして、議題3「令和6年度下半期岐阜地方最低賃金審議会の審議日程について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野賃金室長	<p>令和6年度の審議日程につきましては、先の3月21日の本審において、9月9日の特定最低賃金合同専門部会までの上半期の日程は決定しておりますので、その後の日程について、御審議いただきたいと存じます。</p> <p>なお、10月22日、11月7日の特定最低賃金の答申にかかる本審と異議審、令和7年3月18日の特定最低賃金改正決定の意向表明にかかる本審については、先の3月21日の本審において決定しております。</p> <p>それでは、資料No.8（15ページ）「令和6年度答申要旨の公示日最短効力発生予定一覧表（特定（産業別）最低賃金）」をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金の改正発効日を12月21日とするには、10月23日が答申の期限となり、異議審の開催期限は、異議申出締切日の翌日である11月8日午前中までとなります。</p> <p>なお、10月23日は答申の期限と申し上げましたが、特定最低賃金は専門部会で全会一致により結審した場合は、専門部会をもって答申いただき、本審において専門部会の部会長から答申に係る報告をいただくこととなります。</p> <p>また、資料No.9（17ページ）「令和5年度特定最低賃金審議日程表」、資料No.10（19ページ）「特定最低賃金の審議の流れ」を参考として付けております。</p> <p>以上を踏まえ、資料No.11（21ページ）「令和6年度下</p>

	<p>半期審議日程（案）」の「黄色」で表示してある日程のとおり、御提案いたします。</p> <p>まず、第2回専門部会です。</p> <p>第2回自動車を10月3日（木）午後2時から 第2回航空機を10月7日（月）午後2時から 第2回電機を10月8日（火）午後2時から としております。</p> <p>次に第3回専門部会です。</p> <p>第3回自動車を10月11日（金）午後1時30分から 第3回航空機を10月16日（水）午後1時30分から 第3回電機を10月18日（金）午後1時30分から としております。</p> <p>次に来年度の審議方針等に係る運営小委員会ですが、令和7年2月18日（火）午後2時からとしております。</p> <p>なお、先の3月21日の本審において決定した日程は「緑色」で表示しておりますが、11月7日（木）午前10時00分からの開催としております異議申出対応に係る本審については、異議申出がない場合は開催しないこととなります。</p> <p>以上御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
宮坂委員長	<p>ただいま説明のありました審議日程（案）につきましたて、御意見を承ります。</p> <p>労働者側からお願い致します。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側はいかがでしょう。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>

<p>宮坂委員長</p>	<p>それでは、ただ今の審議日程を（案）として7月1日の本審において報告することといたします。</p> <p>次に議題4「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>平野賃金室長</p>	<p>それでは説明いたします。</p> <p>岐阜県最低賃金の審議に際しては、最低賃金法第25条並びに最低賃金法施行規則第11条に基づき、公示による関係労使への意見聴取を実施しています。</p> <p>昨年度までの意見聴取方法については、審議会に提出された意見書を審議会資料として配布し、意見趣旨について事務局から審議会委員の皆様にご説明していましたが、先の3月21日に開催されました第480回審議会において、今年度の意見聴取方法については、従来の意見書に加え、審議会若しくは専門部会において、意見陳述を実施することが決定されており、意見陳述の日程等の詳細については、後日決定することになっておりました。</p> <p>それでは、意見陳述の日程等の詳細について、提案させていただきます。</p> <p>まず、実施日についてですが、目安伝達後の本審若しくは専門部会のいずれかの場で行うこととなりますが、全国の状況では本審での実施が多数となっております。</p> <p>従来から本県の審議会では、意見書の配布及び意見趣旨説明による意見聴取が、目安伝達に係る本審の場で行われていることから、本年7月29日に開催予定の本審において意見陳述を実施することが適当と考えます。</p> <p>次に意見陳述を行う「参考人」の選定についてです。</p> <p>資料No.12（23ページ）「最低賃金法・最低賃金法施行</p>

	<p>規則<抜粋>」をご覧ください。</p> <p>最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項において、「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見をきくものとする。」とされており、意見書を提出していない者でも参考人となることは可能ではありますが、全国的に大半の局が意見書提出者を参考人としていることから、意見書を提出した団体等のうち意見陳述を希望する者を選定することにしたいと考えております。</p> <p>また、質疑応答等を含めた意見陳述の設定時間については、本審全体の審議時間を考慮し、30 分程度設けることとし 1 人当たりの意見発表時間は 10 分以内とします。</p> <p>以上のとおり、提案いたします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、ただ今御提案いただきました県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取についてですが、意見陳述を 7 月 29 日の本審において実施すること、参考人の選定につきましては意見書を提出した団体等のうち意見陳述を希望する者とする事、意見陳述の設定時間は 30 分程度とし 1 人当たりの意見発表時間は 10 分以内とするという提案につきまして、御意見を伺いたいと存じます。</p> <p>まず、労働者側はいかがでしょう。</p>
栗本委員	<p>異議ございません。</p>
宮坂委員長	<p>使側者側はいかがでしょう。</p>
澤村委員	<p>事務局が御提示された御提案で異議ございません。</p>

<p>宮坂委員長</p>	<p>異議がないということですので、今年度の県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述につきましては、7月29日の本審において実施すること、参考人の選定については意見書を提出した団体等のうち意見陳述を希望する者とする事、意見陳述の設定時間は30分程度とし1人当たりの意見発表時間は10分以内とするという(案)を7月1日の本審において報告することといたします。</p> <p>続きまして議題5「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会に係る審議日程の変更について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>平野賃金室長</p>	<p>ただ今、御審議いただきました7月29日の本審における意見陳述の実施に伴う審議日程の変更について提案いたします。</p> <p>資料No.13(25ページ)となります。「令和6年度上半期審議日程(変更案)」をご覧ください。</p> <p>7月29日は、午前9時30分から本審、本審終了後の午前10時30分から第1回専門部会が開催される予定となっています。昨年度の本審の会議時間が45分であることに加え、意見陳述の所要時間は30分程度であることから、専門部会の開始時刻の午前10時30分を超過することが見込まれます。</p> <p>したがいまして、専門部会の開始時刻を午前10時30分から30分繰り延べ午前11時へと変更したいと思います。</p> <p>なお、昨年度の専門部会の会議時間は25分でありました。</p> <p>以上、提案いたします。</p>
<p>宮坂委員長</p>	<p>それでは、7月29日の審議会並びに専門部会の審議日程の変更につきまして御意見を伺いたいと思います。</p>

	労働者側はいかがでしょうか。
栗本委員	事務局提案で異議ございません。
宮坂委員長	使側者側はいかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
宮坂委員長	<p>異議がないということですので、「令和6年度上半期審議日程（変更案）」につきましては、7月1日の本審において報告することといたします。</p> <p>最後に議題6「その他」です。</p> <p>事務局から何かございますでしょうか。</p>
平野賃金室長	<p>議題1点と連絡事項が3点あります。</p> <p>まず議題としては、「県最賃専門部会の議事公開について」です。</p> <p>県最賃専門部会の議事公開については、先程、議題3として御審議いただきました「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき公開範囲を決めており、昨年度から、公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れ議事を公開しているところですが、公労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としております。</p> <p>また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開しております。</p> <p>今年度も県最賃専門部会を設置し最賃改正の審議をしていただくこととなりますが、専門部会の議事並びに議事録の公開の範囲について、御審議いただきたいと思っております。</p>

宮坂委員長	<p>それでは、今年度の「県最賃専門部会の議事公開について」御意見を伺いたします。 まず、労働者側はいかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>昨年と同様で大丈夫です。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側はいかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>昨年と同様で議論の透明性確保と率直な意見交換を確保するという観点によって公労使三者が集まって議論を行う場は議論を公開するという事で、よろしいかと思えます。</p>
宮坂委員長	<p>はいありがとうございます。 労使双方から、昨年度と同様に公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開するとの御意見をいただきましたので、7月1日の本審に報告し専門部会で改めて決定していただくことといたします。 続きまして連絡事項について説明をお願いいたします。</p>
安藤賃金室長補佐	<p>それでは続きまして連絡事項について御説明いたします。 まず1点目としまして、「特定最低賃金に係る改正の申出」についてです。 令和6年3月1日に労働者側から特定最低賃金3業種について、「改正申出の意向表明」が行われましたので、7月19日頃までに申出書の御提出をお願いします。 なお、参考資料としまして、資料No.14（27ページ）「特定最低賃金の産業別適用事業所数、適用労働者数、改正申出の必要者数一覧表」を、お付けしておりますので、併せて御確認いただきたいと思います。</p>

次に2点目としまして、特定最低賃金改正に係る「関係労使からの意見聴取」についてです。

資料No.10（19 ページ）「特定最低賃金の審議の流れ」をご覧ください。

関係労使からの意見聴取につきましては、例年労使双方の参考人から意見書を提出していただく方法により実施しております。

今年度も同様に使用者側の意見書は、7月19日までに御提出をお願いします。

また、労働者側の意見書は、金額改正諮問後ということで、特定最賃合同専門部会の前8月30日までに御提出をお願いします。

なお、事務局から、参考人に依頼文を送付しますので、労使双方とも、「7月1日」の本審までに、意見書を提出していただける参考人を事務局へ御連絡いただきますようお願いいたします。

最後3点目として、「最低賃金専門部会委員の推薦」に係るお願いです。

県最賃専門部会と特定最賃専門部会の「委員推薦公示」につきましては、例年どおり改正諮問後に行います。

県最賃は、7月1日に改正諮問をすることとしておりますので、公示期間は「7月22日」までを予定しております。

できる限り早めの推薦をお願いしたいと思っております。

また、特定最賃は、8月5日の本審において金額改正の諮問が行われることとなるため、公示期間は「8月26日」までを予定しておりますが、同様にできる限り早めの推薦をお願いしたいと思っております。

なお、特定最賃の委員には、労側、使側とも、3名の委員のうち少なくとも2名は「当該決定を行おうとする産業」に直接関係ある方を推薦していただきますよ

	<p>うお願いします。</p> <p>連絡事項は以上となります。</p>
宮坂委員長	<p>ただ今の連絡事項3点につきまして、御質問等ありますでしょうか。</p> <p>労働者側いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にありません。</p>
宮坂委員長	<p>使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>ございません。</p>
宮坂委員長	<p>それでは申出書、それから参考人からの意見聴取、専門部会委員の推薦につきまして、期日までに御提出いただきます。</p> <p>皆様のご協力をお願い申し上げます。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の運営小委員会を終了とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>